



PICK UP

令和6年度各会計補正予算を可決

令和6年度各会計補正予算の内容

今回の補正は、物価高騰等の影響を受けた事業者等に対する支援に伴う事業費の計上、国・県の補助事業採択に伴う事業費の追加及び事業費等の確定により補正を必要とするものについて、一般会計で7億2,676万1千円の補正予算を可決しました。

会計名	補正額	補正後の予算総額
一般会計	7億2,676万1千円	422億2,467万2千円
土地取得造成事業特別会計	68万3千円	285万8千円
国民健康保険事業特別会計	2,530万3千円	83億3,289万5千円
後期高齢者医療事業特別会計	1億1,133万5千円	14億7,123万6千円
介護保険事業特別会計	2億4,285万円	73億9,114万3千円
病院事業債管理事業特別会計	2,510万円	1億8,840万円
水道事業会計	147万3千円	10億8,950万2千円

一般会計の主な補正内容

●介護サービス事業所等臨時経済対策事業(3,645万円)

物価高が続く中で、社会機能の維持に不可欠な役割を担う介護、障害福祉事業所に対し、補助金を交付することにより、利用者負担の増加を抑制し、安定した経営及びサービス提供の維持を図る。



PICK UP

たつの市空き家等対策に関する条例を制定

法の定める空き家等には該当しない長屋及び共同住宅の一部空き住戸等について措置等を定めようとするものです。

Q 管理がされていない空き家などにより近隣に被害が及ぶおそれがある場合には、どのように対応されるのか。

A 所有者に対し、適切な管理を求めめる助言、指導及び催告を行うが、あわせて、条例において緊急安全措置を定義し、応急的な対応を図る。

Q 助言や指導に従わない所有者に対してどのように対応していくのか。

A 催告により固定資産税の特例を除外するなどの処分を行うこともある。

Q 今回の条例により共同住宅や長屋の空き家の取り扱いはどのようになるのか。

A 共同住宅や長屋の一戸一戸の住戸に対し管理不全法定外空家等を認定することができ、助言及び指導といった対応をとることができる。

Q 空き家内の残置物の対応はどのようにされるのか。

人権擁護委員の任命に同意

法務大臣から委嘱され、本市に設置されている人権擁護委員のうち、1名の任期が6月30日をもって満了となるため、左記の1名の委員の推薦に同意しました。

山口陽司氏 (神岡町大住寺)

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について

【請願者】
 揖龍教職員組合
 執行委員長 鈴木健祐氏

【紹介議員】
 ・船引宗俊議員
 ・赤木和雄議員
 ・畑山剛一議員

請願採択に伴い、福祉文教常任委員会から意見書案が委員会提出され、全会一致で可決し、内閣総理大臣ほか、国の関係機関へ意見書を提出しました。



請願採択